

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：子ども相談センター費

事業名 子ども相談センター機能強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111(内3561)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 12,648 千円 (前年度予算額：11,856 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 11,856 | 5,894 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,962 |
| 要求額 | 12,648 | 6,290 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,358 |
| 決定額 | 12,648 | 6,290 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,358 |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

令和4年度県内の子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、2,684件となっている。これに対応するため、計画的な職員配置や一時保護所等の施設整備、職員の資質向上研修等により子ども相談センターの機能強化を図っているが、法的な対応等、専門知識を有する者との連携により効率的に対応をすすめる事案も増加していることから、本事業を実施する。

(2) 事業内容

- ① 児童虐待対応弁護士設置事業 (11,836千円)
児童虐待対応弁護士を設置し、児童虐待に関する法律相談や児童福祉法第28条の申立等における法的援助を実施する。
- ② 児童虐待対応通訳設置事業 (744千円)
子ども相談センターの外国人家庭に対する安全確認や在宅指導等において通訳者に通訳を依頼する。
- ③ 児童虐待等法医学専門医師相談事業 (68千円)
子ども相談センターが法医学専門医師に識別・鑑別を依頼する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ① 国1/2 県1/2 (児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金)
- ② 国1/2 県1/2 (児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金)
- ③ 県単独事業

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|----------------------|
| 報償費 | 812 | 通訳者の派遣、法医学専門医師に対する謝金 |
| 委託料 | 11,836 | 弁護士配置委託 |
| 合計 | 12,648 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ① 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金の対象事業となっている。他県では、愛知県が弁護士への委託業務を行っている。
児童福祉法改正により、平成28年10月1日より児童相談所への弁護士の配置が義務化された。
- ② 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金の対象事業となっている。
- ③ 各県独自に予算化。

(2) 事業主体及びその妥当性

- ① 児童虐待に関する法的対応という特殊な業務であり、高度の専門性が求められる。このため事業者については、児童福祉分野に理解と経験のある弁護士に委託する必要がある。
- ② 各子ども相談センターが通訳者と委託契約を結び、報償費を支出している。
- ③ 各子ども相談センターが法医学専門医師へ識別・鑑別を依頼する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

児童の保護や家庭への対応等について、法的対応や外国語への対応、法医学にかかる児童虐待に関する診断等、これまで、十分に対応できなかった事案を改善し、適切な対応体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (H26) | R4年度 実績 | R5年度 目標 | R6年度 目標 | 終期目標 (R6) | 達成率 |
|------------------|----------------|------------|------------|------------|--------------|------|
| | | | | | | 達成率 |
| 子ども相談センター法律相談実施率 | - | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | 子ども相談センターの児童虐待相談に係る法律上の問題等について、弁護士による定例又は随時相談を通じて計383件の相談援助業務を行った。また、外国人に対応する際に、計49回通訳者に通訳を依頼し、適正かつ効果的な相談援助業務を行った。法医学診断はR3.9末現在1件実施している。 |
| 令和3年度 | 子ども相談センターの児童虐待相談に係る法律上の問題等について、弁護士による定例又は随時相談を通じて計411件の相談援助業務を行った。また、外国人に対応する際に、計75回通訳者に通訳を依頼し、適正かつ効果的な相談援助業務を行った。法医学診断は2件実施した。 |
| | 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ % |
| 令和4年度 | 子ども相談センターの児童虐待相談に係る法律上の問題等について、弁護士による定例又は随時相談を通じて計406件の相談援助業務を行った。また、外国人に対応する際に、計88回通訳者に通訳を依頼し、適正かつ効果的な相談援助業務を行った。法医学診断は1件実施した。 |
| | 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ % |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p> | |
| (評価) 3 | <p>子ども相談センターと児童の保護者との関係も従来の支援、援助だけでなく、法的な対応が必要となっている。また、外国人家庭への対応や法医学の見地による児童虐待診断に関する事案が増加していることから、必要性が高い。</p> |
| <p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p> | |
| (評価) 2 | <p>児童虐待対応件数は年々増加している。</p> |
| <p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p> | |
| (評価) 2 | <p>事業にあたり、実績による支払いとしており、事業の効率化を図っている。</p> |

(今後の課題)

| |
|---|
| <p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 児童虐待対応件数が年々増加しており、複雑化した問題に対応するため、あらゆる制度を活用した相談体制を整備する必要がある。</p> |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 子ども相談センターだけでは解決できない様々な問題に対し、福祉と近接領域にある他分野の制度を活用していく必要がある。</p> |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------------------|-------|
| <p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p> | 【〇〇課】 |
| <p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p> | |